

「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」第2条第2項の規定と「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」第3条第1号の規定とが競合して適用される場合の災害給付の実施に関する協定について（例規）

制定 昭和37.8.13 7京務第1218号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

警察官または海上保安官の直接の援助要請がない場合の領海内における人命救助行為に伴う災害給付について、警察庁と海上保安庁との間に次のとおり協定されたから運用上誤りのないようにされたい。

なお、この協定は、災害給付の実施に関するものであつて、領海内における警察官の職権行使を制限したものでないことに留意されたい。

記

- 1 海浜における遊泳、岸壁からの転落等による水難の救助に係る災害については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（以下「警察官援助法」という。）による。
- 2 船舶または航空機に関連する海難の救助に係る災害については、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（以下「海上保安官援助法」という。）による。
- 3 前2項の定めにかかわらず、警察官または海上保安官が第1項または第2項に定める災害の状況を先に確認してその事後処理にあつた場合は、その処理にあつた者の身分に応じて、それぞれ警察官援助法または海上保安官援助法による。
- 4 いずれの援助法によるかについて疑義が生じた場合は、そのつど協議する。